第五条の二第七項第四号中「締約者」の下に「その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国」を加える。

第五条の三第四項第四号中「締約者」の下に「その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国」を加え、同項第七号ホ中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第十条の二第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「第一号に掲げる減価償却資産を」を削り、「、同号イからハまで」を「及び第一号」に改め、「及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合」及び「及び第六項」を削り、「第三項及び第十二項」を「同項及び第十項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　太陽光、風力その他の化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー源（以下この号において「非化石エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため又は非化石エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産で非化石エネルギー源の利用に資するものとして政令で定めるもの（太陽光を変換して電気を得るための機械その他の減価償却資産で電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備に該当するものを除く。）

二　エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産として政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

第十条の二第三項中「にエネルギー環境負荷低減推進設備等」の下に「（車両及び運搬具を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項中「、第二項、第六項及び第七項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「、同項」を「同項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とする。

第十条の三第三項中「第十条の五の四第一項に規定する特定生産性向上設備等」を「生産性向上設備等（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のものをいう。）」に改め、同条第十一項中「に、これら」を「にこれら」に改める。

第十条の四第一項及び第三項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同条第六項中「に、同項」を「に同項」に改める。

第十条の五の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「平成二十八年」を「平成三十年」に改め、「に当該個人の」の下に「当該適用年の特定地域基準雇用者数（当該特定地域基準雇用者数が当該個人の当該適用年の」を、「控除した数」の下に「。以下この項において「調整基準雇用者数」という。）を超える場合には、当該調整基準雇用者数」を加え、同条第四項第一号中「平成二十八年」を「平成三十年」に、「第五号及び第十号」を「第六号及び第十一号」に改め、同項第三号中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第四号中「第六号及び第九号」を「第七号及び第九号」に改め、同項第十号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第十号」を「第十一号」に、「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定地域基準雇用者数　適用年の一月一日において地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所（当該適用年において第二項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る次号に規定する特定業務施設を除く。）において当該適用年に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該事業所に勤務するものの数（その数が当該事業所のみを当該個人の事業所とみなした場合における当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

イ　当該個人との間で労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第十条の五第五項中「前項第九号」を「前項第十号」に改め、同条第七項中「に、これら」を「にこれら」に、「なる基準雇用者数」を「なる特定地域基準雇用者数」に、「記載された基準雇用者数」を「記載された特定地域基準雇用者数」に改め、同条第九項中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十条の五の規定の適用を受ける年及び」を削り、「当該雇用者給与等支給増加額」の下に「（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特定地域基準雇用者数、同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数及び同条第三項に規定する地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」を加え、同条第四項中「に、同項」を「に同項」に改める。

第十条の五の四を削る。

第十条の六第一項中「所得税額超過額」を「調整前事業所得税額超過額」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を削り、同項第八号中「第十条の五の三第一項」を「前条第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の二を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の二を同項第三号とし、同条第三項から第五項までの規定中「所得税額超過額」を「調整前事業所得税額超過額」に改める。

第十一条の三を削る。

第十三条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「のうちその年」を「で、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして政令で定めるもののうちその年の指定期間内」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項及び次項」に、「機械装置等」を「障害者使用機械等」に改め、「にその年の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」を削り、同条第二項中「機械装置等」を「障害者使用機械等」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　障害者　障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者及び同法第六十九条に規定する精神障害者をいう。

第十三条第三項第五号中「第二条第六号」を「第六十九条」に改め、「のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第十四条第一項中「の日から平成二十八年三月三十一日」を「の日から平成二十九年三月三十一日」に、「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の百十（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百十四）に相当する」に改め、同項各号を削る。